

事 務 連 絡
令和4年5月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和3年度第一次補正予算分）」
（令和4年度への繰越分）の国庫補助協議について（依頼）

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和3年度補正予算分）」の令和4年度への本省繰越分について、国庫補助協議を実施いたします。

つきましては、別添を御参照の上、以下の提出期限までに計画書等の御提出をお願いいたします。事業を実施しない場合も、その旨ご連絡をお願いいたします。

提出期限：令和4年6月28日（火）

提出先メールアドレス：fukusa@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
福祉サービス係 沼、太田

TEL：03-5253-1111（内線：3091）

E-mail：fukusa@mhlw.go.jp

「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和3年度第一次補正予算分）」
（令和4年度への繰越分）（作業要領）

1 本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 本事業の実施主体

- (1) 障害者支援施設等を運営する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）
- (2) 都道府県知事、指定都市長及び中核市長が適当と認めた市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人若しくは営利法人等が運営する障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

3 対象経費、補助率

1 区分	2 種目	3 対象経費	4 補助率
障害者総合支援事業費補助金	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和3年度第一次補正予算分）	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	$\frac{2}{3}$

4 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおりです。

また、必要に応じ（参考）についても参照していただきますようお願いします。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能

	なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外としております。

5 執行方針

以下の方針に基づき採択の可否を検討します。

- (1) 都道府県等は、補助予定の施設・事業所に優先順位を設定する。
- (2) 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、以下のとおりとする。
 - ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
 - ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下
- (3) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下のとおりとする。
 - ① 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度とする。
 - ② グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度とする。
 - ③ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度とする。
- (4) 1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として5の(3)の①から③に規定するいずれかの補助上限額を適用するものとする。
- (5) 国庫予算額を超過する場合、都道府県等が設定した優先順位を踏まえて、採否を判断する。
- (6) これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能である。
- (7) 機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とするため、施設・事業所から提出される見積書等を確認すること。

対象外となる経費の例

- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費（設置費は可能）

- (8) リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内

に要する経費のみ補助対象とする。

- (9) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用する場合は、目的外使用となり認められない。

6 別紙1、2記載方法

○別紙2-1及び別紙2-2

- ・事業所に記載を依頼してください。

○別紙1

- ・事業所から提出された別紙2-1を元に、必要事項をご記入ください。
(G列～O列は、別紙2-1のA列～I列を転記してください)。
- ・P列には、各施設・事業所の先頭に施設・事業所単位の所要額の合計額が表示されるようになっています。
- ・5の(3)のとおり、本協議では1施設・事業所の補助上限額を設定していることから、R列には、P列とQ列(補助上限額)を比較して少ない方が選択されます。
- ・R23セルは、対象経費の総額に、補助率2/3を掛けた金額が入力されます。
- ・セルの結合は行わないでください。

7 提出書類及び提出期限

別紙1及び別紙2について、参考書類(パンフレット等及び見積書)を添付のうえ、令和4年6月28日(火)までに電子メールでご提出ください(締切厳守)。

提出先メールアドレス : fukusa@mhlw.go.jp

8 今後のスケジュール(予定)

令和4年7月 内示

(参考)

令和2年度障害者総合推進事業において、「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」(実施主体:(株)浜銀総研研究所)を実施しています。

当該研究所のホームページに成果物が掲載されております。

<(株)浜銀総研研究所のホームページURL>

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>